7　相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、要介護状態区分が要介護３、要介護４又は要介護５のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(Ⅱ)として、次に掲げる区分に応じ、１月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算する。	7　相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、要介護状態区分が要介護３、要介護４又は要介護５のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(Ⅱ)として、１月につき1,007単位を所定単位数から減算する。
(1)　サービス利用支援費(Ⅰ)　854単位	（新設）
(2)　サービス利用支援費(Ⅱ)　125単位	（新設）
(3)　継続サービス利用支援費(Ⅰ)　904単位	（新設）
(4)　継続サービス利用支援費(Ⅱ)　300単位	（新設）
8　相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、かつ、介護保険法第７条第２項に規定する要支援状態区分が要支援１又は要支援２のものに対して、同法第58条第１項に規定する指定介護予防支援（以下「指定介護予防支援」という。）と一体的に指定継続サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費(Ⅰ)を算定した場合に、介護予防支援費重複減算として、１月につき９単位を所定単位数から減算する。	8　相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、かつ、介護保険法第７条第２項に規定する要支援状態区分が要支援１又は要支援２のものに対して、同法第58条第１項に規定する指定介護予防支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、介護予防支援費重複減算として、１月につき112単位を所定単位数から減算する。
9　（略）	9　（略）
2　（略）	2　（略）
3　初回加算　300単位	（新設）
注　指定特定相談支援事業者において、新規にサービス等利用計画（法第５条第22項に規定するサービス等利用計画をいう。以下同じ。）を作成する計画相談支援対象障害者等に対して、指定サービス利用支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、１月につき所定単位数を加算する。	
4　特定事業所加算	3　特定事業所加算　300単位
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、１月につきそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しない。	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所（指定基準第３条に規定する指定特定相談支援事業所をいう。）は、１月につき所定単位数を加算する。
イ　特定事業所加算(Ⅰ)　500単位	（新設）
ロ　特定事業所加算(Ⅱ)　400単位	（新設）
ハ　特定事業所加算(Ⅲ)　300単位	（新設）
ニ　特定事業所加算(Ⅳ)　150単位	（新設）
5　入院時情報連携加算	（新設）
注　計画相談支援対象障害者等が医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第１項に規定する病院又は同条第２項に規定する診療所（以下「病院等」という。）に入院するに当たり、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況や生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、計画相談支援対象障害者等１人につき１月に１回を限度としてそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しない。	
イ　入院時情報連携加算(Ⅰ)　200単位	
ロ　入院時情報連携加算(Ⅱ)　100単位	